

「雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する件案要綱」、「雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件案要綱」及び「雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件の一部を改正する件案要綱」

厚生労働省発職1225第4号

令和2年12月25日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する件案要綱」、「雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件案要綱」及び「雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件の一部を改正する件案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する件案要綱

第一 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部改正

受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者の令和二年八月一日以後の賃金日額の上限額を一万三千六百九十円とすること。

第二 適用期日等

- 一 この告示は、令和三年二月一日から適用すること。
- 二 この告示の適用に伴い必要な経過措置を定めること。

雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件案要綱

第一 雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額の変更

令和元年八月一日から令和二年七月三十一日までの支給限度額を三十六万三千三百三十九円とすること。

第二 適用期日

この告示は、令和三年二月一日から適用すること。

雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件の一部を改正する件案要綱

第一 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件の一部改正

令和二年八月一日以後の支給限度額を三十六万五千五十円とすること。

第二 適用期日等

- 一 この告示は、令和三年二月一日から適用すること。
- 二 この告示の適用に伴い必要な経過措置を定めること。